

女性専用カードローン「ろうきん chou-chou カード（シュシュカード）」

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商品名	女性専用カードローン「ろうきん chou-chou カード（シュシュカード）」										
2. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員（組合員）、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満 18 歳以上満 65 歳以下の女性の方 ・安定継続した収入のある方 ・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 <p>※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります</p>										
3. お取引期間	1 年ごとの自動更新となります										
4. ご融資極度額	最高 50 万円（10 万円単位での設定ができます）										
5. お使いみち	<p>生活資金等あらゆる目的にご利用できます</p> <p>※ 事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます</p>										
6. ご融資金利	<p>変動金利</p> <p>※ 金利は、毎年 3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日（いずれも労働金庫が休日の場合は翌営業日）労働金庫が定める「無担保貸出標準金利」を基準に変更できるものとします。変更後の利率は毎年 5 月 1 日、8 月 1 日、11 月 1 日、2 月 1 日（以下「改定日」といいます）において貸越残高がある場合は改定月の約定返済日から、改定日において貸越残高がない場合は改定日直後の貸越日から適用されるものとします。</p> <p>金利を変更した場合には、長野県労働金庫本支店に掲示または書面により通知するものとします。</p> <p>※ 具体的な金利は店頭でお問い合わせください。</p>										
7. 保証料	金利に含まれています。										
8. ご返済金額	<p>毎月返済の元帳残高変動方式（残高スライド返済）となります。</p> <p>初回返済日は、貸越発生日の次々回返済日となります。なお、貸越発生日の次回返済日が長野県労働金庫の休日の場合、初回返済日は貸越発生日の翌月となる場合があります。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(例)</p> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">11/7(金)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">11/8(土)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">11/10(月)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">12/8(月)</td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">貸越発生</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">貸越発生後 次回返済日 → 労金休日</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">システム上の 貸越発生後 次回返済日</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">貸越発生後 次々回返済日</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">→ 初回返済日</td> </tr> </table> </div> <p>借入残高がなくなると、いったん定例返済は終わります。再度の貸越利用があった場合、あらためて定例返済が始まります。</p> <p>毎月のご返済は、「前回定例返済日」（元利金 0 円の状態からの初回（再）利用時は初回利用日）の残高を基準に別表（P4 参照）のとおり決定いたします。</p>	11/7(金)	11/8(土)	11/10(月)	12/8(月)		貸越発生	貸越発生後 次回返済日 → 労金休日	システム上の 貸越発生後 次回返済日	貸越発生後 次々回返済日	→ 初回返済日
11/7(金)	11/8(土)	11/10(月)	12/8(月)								
貸越発生	貸越発生後 次回返済日 → 労金休日	システム上の 貸越発生後 次回返済日	貸越発生後 次々回返済日	→ 初回返済日							

	<p>なお、以降の返済額算出基準は、以下のとおりとなります。</p> <p>ア.延滞がなく正常返済がなされている場合は、前回定例返済日（定例返済日が休日の場合、翌営業日）の残高</p> <p>イ.今回定例返済日時点で延滞の場合は、延滞発生時点の前回定例返済後の残高</p> <p>ウ.前回定例返済が延滞であるが、今回定例返済日時点で延滞解消されている場合は、延滞解消日の残高</p>
9. 利息計算方法	<p>貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月定例返済日（長野県労働金庫の休日の場合は翌営業日）に長野県労働金庫所定の利率によって計算の上、貸越元金に組入れるものとします。</p>
10. ご返済方法	<p>ご返済は、毎月定例返済日（長野県労働金庫の休日の場合は翌営業日）に長野県労働金庫の返済用普通預金口座から返済額を引き落とす方法でご返済いただきます。</p> <p>返済用普通預金口座の残高不足等により定例返済日に返済額が引き落としできなかった場合、定例返済額（延滞利息を含む）をご返済いただくまで貸越利用はできません。</p>
11. 担保	<p>不要です。</p>
12. 手数料等	<p>申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。</p> <p>ご契約内容の変更を行う際には、5,500円（税込）の手数料が必要となります。</p>
13. 自動融資サービス	<p>「自動融資サービス」とは、カードローン契約書に記載したローンカード発行普通預金口座が、長野県労働金庫所定の口座振替による出金のため資金不足となったとき、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をカードローン口座(当座貸越口座)から自動的に出金し、当該普通預金口座に入金するサービスです。</p> <p>このサービスの契約は任意であり、ご契約を希望される場合は、「ろうきんchou-chouカード」申込書「自動融資サービス」欄の「申込みます」欄にチェック印を記入してください。「自動融資サービス」をご利用の際、ローンカードの提示または長野県労働金庫所定の払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p>ただし、返済用預金口座の資金不足が、①預金の払い戻し、②預金間の振替・送金、③印紙代等の費用の支払い、④カードローンを含む長野県労働金庫の融資および独立行政法人住宅金融支援機構等代理貸付の約定返済による場合は、自動融資の対象とはなりません。</p> <p>なお、この他に長野県労働金庫の口座振替処理形態により自動融資の対象とならない振替種目のある場合があります。</p> <p>「自動融資サービス」は普通預金1口座に対してカードローン1口座のご契約とさせていただきます（普通預金1口座に対して複数のカードローン口座での「自動融資サービス」は契約いただけません）。</p> <p>「自動融資サービス」によるカードローン口座からの出金は、普通預金口座に総合口座取引契約または普通預金貸越契約サービスの当座貸越契約がある場合には、長野県労働金庫はこの当座貸越の利用限度額を超えた金額について実行します。</p>

	<p>普通預金口座に対して同日に複数の口座振替の請求があり、資金不足合計額が自動融資のできる額を超えるときは、そのいずれの口座振替請求相当額に対し自動融資するかは、長野県労働金庫の任意とします。「自動融資サービス」による自動融資を行った当日に、返済用口座の支払可能残高が増加する取引（入金、資金化、取消処理、貸越極度の増加等）があった場合、自動融資した金額を限度として、その都度カードローン口座に自動返済します。</p> <p>【ご注意いただきたい事例】</p> <p>自動融資の実行当日に返済用口座に入金があった場合は、自動融資への返済が優先されます。</p> <p>例えば、カードローン約定日に自動融資が実行され、返済用口座に当該カードローン約定返済のための入金を行った場合も、自動融資への返済が優先されることでカードローンが延滞になる可能性があります。</p> <p>自動融資実行日当日のご入金については、ご注意ください。</p>
<p>14. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ</p>	<p>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時 （祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ<https://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。</p>
<p>15. 第三者機関に問題解決を相談したい場合</p>	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p>

16. お客様宛の通知物	<p>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>(1) 「ろうきんカードローンご入金のお願い」</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ カードローン貸越を初めてご利用になった際（全額ご返済後に貸越ご利用された場合を含みます）に、ご返済開始時期およびご返済金額をご案内するものです。 ◆ 「解約通知」 カードローン「ろうきん chou-chou カード」のご解約時に作成します。 <p>(2) <ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）をご利用の方におかれましては、次の通知を<ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）にて閲覧することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ろうきんカードローン残高のご案内」 毎年6月末、12月末を基準とし、過去6カ月間のお取引内容（貸越残高等）をご案内するものです。 なお、過去6カ月間にお取引がない場合、毎年6月末または12月末時点でカードローン口座が解約されている場合などは発行されません。 ※ <ろうきんダイレクト>（インターネットバンキング）をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。
--------------	--

別表

<返済額表>

毎月のご返済は前回定例返済日現在のお借入残高（元利金0円からの初回(再)利用時は初回利用日の最終残高）に応じたご返済額となります。

「ろうきん chou-chou カード」について、毎月ボーナス加算返済はお選びいただけません。

お借入残高	毎月返済額
10万円以内	2,000円
10万円超 20万円以内	3,000円
20万円超 30万円以内	5,000円
30万円超 50万円以内	10,000円

詳細については、店頭でお問い合わせください。